

青葉区内の地区センターにおける自然災害や交通災害の影響による施設利用料金の返金基準

1. 安全な来館に支障をきたす気象警報が横浜市内に発令された場合、当日のキャンセルについて、利用団体からの申出に基づき返金いたします。※一例として、午後3時に発令された日の午前中のキャンセルについても、発令時間に関わらず、お申出に基づき返金いたします。
2. 台風・地震等の自然災害や、公共交通機関の遅延・運転中止等の交通災害の影響により、利用団体が来館できないと施設側が判断した場合、利用団体からの申出に基づき返金いたします。※地震発生や大雪の翌日等を想定しております。
3. 上記1及び2の理由により、施設がやむを得ず閉館した場合は、全額または差額を返金いたします。